

雇用調整助成金制度の拡充について

～労働者の解雇等を行わない事業主に対して助成率を上乗せします～

◆助成金制度の拡充の概要◆

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、その雇用する労働者や役務の提供を受けている派遣労働者の雇用の安定を図るため、休業等の実施により雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を受給する事業主のうち、解雇等を行わない事業主の助成率を上乗せします。

◆支給手続き等◆

通常の雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の受給手続きに加え、支給申請書の提出時に雇用維持事業主申告書を併せて提出することが必要です。

◆助成率上乗せ要件◆

助成率は、以下の要件を満たした場合に上乗せします。

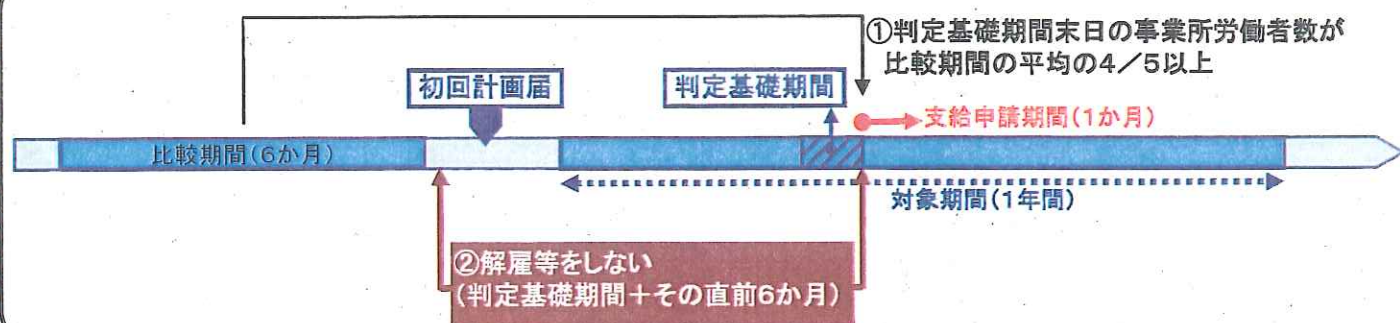
- ① 判定基礎期間(賃金締切期間)の末日における事業所労働者数が、比較期間(初回計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間)の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること
- ② 判定基礎期間(賃金締切期間)とその直前6か月の間に事業所労働者の解雇等(有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。)をしていないこと

◆助成率◆

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、それぞれ以下のとおり助成率を上乗せします。

	〔通常の助成率〕		〔上乗せ後〕
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

助成率の上乗せ要件のイメージ



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

雇用調整助成金制度

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることにより雇用を維持する場合、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する。

景気の悪化

都道府県労働局

期間中の賃金・休業手当等について助成

助成率： 大企業 2/3
中小企業 4/5

教育訓練費：大企業 1,200円
中小企業 6,000円
(労働者1人1日あたり)

事業活動縮小要件

大企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比5%以上減

中小企業

・最近3ヶ月の生産量又は売上高が直前3ヶ月又は前年同期比減
・前期決算等の経常利益が赤字(生産量が5%以上減少している場合は不要)

実施内容

対象労働者に休業・教育訓練・出向を実施

対象労働者

雇用保険被保険者：期間を問わず全員
(新規学卒者を含む)
被保険者以外：雇用期間6ヶ月以上

事業主

※ 中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金(H20.12.1創設)による。

H21. 2. 6現在

平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

別添 4

		平成20年度当初	1次補正(※1) (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (2月6日実施分)	現行 (3月13日以降)	省令改正 (3月30日予定)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減		最近3か月の生産量が 直前3か月または前年同期比5%以上	生産量要件については 「売上高または生産量」 で把握		
	中小企業		・最近3か月の生産量が 前年同期比減 ・前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場 合は不要)	・最近3か月の生産量が直前3か月 または前年同期比減 ・前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の場合は不要)			
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増		撤廃			
	中小企業		最近3か月の雇用量が 前年同期比不増				
助成率 (助成額上限： 7,730円/日)	大企業	1/2			2/3		3/4(雇用維持※4)
	中小企業	2/3	4/5				
教育訓練費	大企業	1,200円/日					9/10(雇用維持※4)
	中小企業		6,000円/日				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日		
クーリング期間(※2)		あり			撤廃		
休業規模 (※3)	大企業	1/15以上			撤廃		
	中小企業	1/20以上					
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者:期間を問わず全員 被保険者以外:雇用期間6か月以上			
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと		
残業との相殺		休業等を行った時間数と時 間外労働等の時間数を相殺				撤廃	
残業削減 雇用維持 奨励金(※5)	大企業						有期契約:20万円/年 派遣:30万円/年
	中小企業						有期契約:30万円/年 派遣:45万円/年

- (※1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。
- (※2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。
- (※3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。
- (※4) 雇用維持・・・被保険者等を解雇等せず、かつ雇用を維持する事業主(被保険者等(派遣労働者を含む)の数が直前6か月平均の80%以上)に対し助成率を引き上げる。
- (※5) 残業削減雇用維持奨励金・・・残業時間の削減により有期契約労働者及び派遣労働者の雇用維持をした場合に、1事業所当たり各100人分を限度に奨励金を支給。
具体的には、①生産高等が減少、②被保険者等を解雇等しない、③被保険者等の数が直前6か月平均の80%以上、④残業時間を大幅に削減(直前6か月平均の1/2以上かつ5時間以上減)の4要件を全て満たす必要あり。